

令和6年5月22日

保険薬局 各位

佐賀大学医学部附属病院

変更調剤又は一般名処方に係る当院への情報提供について

保険薬局において、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた情報提供で差し支えがないとされています。

この度、当院が発行した処方箋について、以下の情報提供は不要としますのでご連絡いたします。

- 銘柄名処方に係る薬剤について、後発医薬品への変更調剤をした薬剤の銘柄（※）等
- 一般名処方に係る薬剤について、実際に調剤した薬剤の銘柄（※）等
- 他、厚生労働省が事務連絡で変更調剤を認めた薬剤について、変更調剤した薬剤の銘柄（※）等

なお、実際に調剤した薬剤の銘柄（※）等については、処方医が把握できますようお薬手帳等の活用等について、当該患者へのご説明をお願いいたします。

運用開始：令和6年6月1日

（※）含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む

（参考）

1. 処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について 平成24年3月5日保医発0305第12号
2. 疑義解釈資料の送付について（その1） 平成24年3月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡
3. 現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて 令和6年3月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡